

## CISG-AC 意見第 4 号

### 「製造または生産される物品の売買契約および混合契約（CISG 第 3 条）」

（2004 年 10 月 24 日，ラポルトウール：ピラー・ペラーレス・ヴィスカシラス教授（スペイン、マドリッド・カルロスⅢ世大学））

本意見は、マドリッドで開催された CISG-AC 第 7 回会議において、全員一致で採択された。

議長 ペーター・シュレヒトリム（Peter Schlechtriem）

委員 エリック・バーグステン（Eric Bergsten）、ミハエル・ヨアヒム・ボネル（Michael Joachim Bonell）、アレハンドロ・ガロ（Alejandro M. Garro）、ロイ・グッド（Roy M. Goode）、セルゲイ・N・レベデフ（Sergei N. Lebedev）、ピラー・ペラーレス・ヴィスカシラス（Pilar Perales Viscasillas）、ヤン・ランバーグ（Jan Ramberg）、インゲボルグ・シュヴェンツァー（Ingeborg Schwenzer）、曾野裕夫（Hiroo Sono）、クロード・ヴィッツ（Claude Witz）

事務局 ルーカス・ミステリス（Loukas A. Mistelis）

#### 【意見】

- 1 CISG 第 3 条 (1) および (2) はそれぞれ別個の事項を規律する。もっとも、複雑な取引においては、両項の解釈・適用が相互に作用しあうことはありうる。

#### CISG 第 3 条(1)

- (1) 物品を製造し、又は生産して供給する契約は、売買とする。ただし、物品を注文した当事者がそのような製造又は生産に必要な材料の実質的な部分を供給することを引き受ける場合は、この限りでない。

- 2 CISG 第 3 条 (1) における「実質的な部分（substantial part）」という文言を解釈するにあたっては、第 1 次的には「経済的価値（economic value）」が基準として用いられるべきである。〔当該部分が〕「不可欠（essential）」であるかどうかという基準は、「経済的価値」基準を用いることが、事案の状況を考慮するとできない場合

またはそれを用いることが不適切な場合に限定されるべきである。

- 3 「重要（な部分）」という概念を、予め定められた価値の割合によって数値化すべきではない。その判断は、事案全体の評価に基づいてなされなければならない。
- 4 物品の製造または生産に必要な労務その他の役務の提供は、C I S G 第 3 条 (1) の「製造又は生産」の文言に含まれるものであり、C I S G 第 3 条 (2) の適用を受けない。
- 5 図面、技術仕様、技術、製法は、それらが当事者の提供する材料の価値を高めるものでない限り、C I S G 第 3 条 (1) にいう「製作…に必要な材料」には含まれない。
- 6 C I S G 第 3 条 (1) の解釈にあたっては、目的物である物品が代替可能なものであるか否か、規格品であるか特注品であるかは無関係である。

### CISG 第 3 条(2)

- (2) この条約は、物品を供給する当事者の義務の主要な部分が労働その他の役務の提供から成る契約については、適用しない。

- 7 C I S G 第 3 条 (2) は、混合契約を規律する。物品と役務に関する複数の義務を含む 1 個の混合契約が存在するのか、複数の契約が存在するのかは契約解釈の問題である。
- 8 当事者の合意の解釈にあたっては、特に、契約に与えられた名称と契約全体の内容、価格構造、当事者が契約においてそれぞれの義務に与えた重みなどを考慮しなければならない。
- 9 C I S G 第 3 条 (1) における「主要な部分 (preponderant part)」という文言を解釈するにあたっては、第 1 次的には「経済的価値」が基準として用いられるべきで

ある。〔当該労務その他の役務の提供が〕「不可欠」であるかどうかという基準は、「経済的価値」基準を用いることが、事案の状況を考慮するとできない場合またはそれを用いることが不適切な場合に限定されるべきである。

10 「主要な」という概念を、予め定められた価値の割合によって数値化すべきではない。その判断は、事案全体の評価に基づいてなされなければならない。

11 CISG第3条(2)における「義務」は、アラビア語版およびフランス語版においては単数形が用いられているが、複数形による解釈が優先する。

(訳・曾野裕夫)

[訳者による注記]

ここに訳出したのは、CISG-AC Opinion no 4, Contracts for the Sale of Goods to Be Manufactured or Produced and Mixed Contracts (Article 3 CISG), 24 October 2004. Rapporteur: Professor Pilar Perales Viscasillas, Universidad Carlos III de Madrid の「注釈 (Comments)」を除いた「意見 (Opinion)」(いわゆる black letter 部分) の日本語訳である。「注釈」を含めた日本語訳は、「CISG-AC 意見第4号『製作又は製造される物品の売買契約および混合契約 (CISG 第3条)』」民商法雑誌 135 巻 1 号 263 頁 (2006 年) [曾野裕夫・吉川吉樹訳] として掲載されている。ただし、民商法雑誌掲載後に公表された CISG の政府公定訳に合わせて修正を加えた箇所がある(「重要な部分」→「実質的な部分」、「支配的部分」→「主要な部分」など)。